

福島県立福島工業高等学校同窓会 東京支部会則

(愛称:県工東京倶楽部)

第1章 総 則

- 第1条 本会は福島県立福島工業高等学校同窓会東京支部（以下「本会」）と称する。
第2条 本会の事務局は支部長宅に置く。但し、会計業務事務局は会計幹事宅とする。

第2章 目 的

- 第3条 本会は会員相互の親睦と母校の発展に寄与することを目的とする。

第3章 活 動

- 第4条 本会は次の活動を行う。
1. 福島県立福島工業高等学校同窓会（以下「本部」と称する）及び支会と連携して運営する。
 2. 会員相互の連絡と親睦に関すること。
 3. 母校発展の援助に関すること。
 4. 会員の名簿、会誌発行へ投稿協力すること。
 5. 本会ウェブサイトの運営、電子メール連絡等の情報交換活動。
 6. その他、本会の目的達成に必要なこと。

第4章 組 織

- 第5条 本会の会員は母校の卒業生とし、関東地域の居住者であって、かつ本人が入会の意志をもった者とする。

- 第6条 本会に支会を置くことができる。支会は代表者を本会事務局へ報告する。

- 第7条 第3条の目的を達成するため次の役員を置く。

1. 顧問	若干名	6. 情報	1 名
2. 相談役	若干名	7. 会計	1 名
3. 支部長	1 名	8. 監査役	1 名
4. 副支部長	1～2 名	9. 幹事	若干名
5. 書記	1 名		

- 第8条 役員の任務、選出及び任期

1. 顧問・相談役は支部長が委嘱する。
2. 支部長は本会を代表し総括する。総会において選出する。
3. 副支部長は支部長を補佐し、支部長が不在のときは支部長の任を代行する。総会において選出する。
4. 支部長は本部理事を兼務し、本部理事会へ出席する。
5. 監査役は本会の会計を監査する。役員の互選にて選出する。
6. 会計は本会に関する入金出金の全てを管理する。
7. 書記、会計、情報、幹事は支部長が任命する。
8. 第7条の役員の任期は2年とし再任を妨げない。

第5章 会 議

第9条 会議は総会及び役員会とする。

第10条 総会は毎年6月第一日曜日に開第し、会員の親睦を図る。諸般の事情で当該日に開催できない場合は支部長の判断で変更することができる。また、臨時に開催することができる。

第11条 総会は出席者数により成立し、決議は過半数の賛成をもって決議とする。

議案は、前年度の活動・会計・監査の報告、今年度の活動方針・予算、役員改選、会則の改廃、その他重要事項とする。

第12条 役員会は第7条の役員を支部長が招集し、本会の運営について審議する。

第6章 会計及び会費

第13条 本会の会計年度は毎年4月より翌年3月末日とする。

第14条 本会の経費は本部よりの補助費及び本会会員の会費と篤志寄付金、雑収入とする。

第15条 本会の会費等は次の通りとする。

1. 会費は年会費1,000円とする。
2. 会費の納入先は本会指定口座とする。
3. 本部活動の旅費は本部より支給を受ける。
4. 本会の役員活動に要した旅費は、公共交通機関による実費を支給する。
5. 寄付は定めない。

第7章 附 則

本会の愛称を「県工東京倶楽部」とする。

1. 本会に次の表簿を備える。
①会員名簿 ②役員名簿 ③議事録 ④出納簿 ⑤予算・決算表 ⑥寄付者名簿
2. 会員が本会の名誉を著しく傷つけ、本会の目的に反する行為がある者は除名できる。
3. 会員の慶弔は定めない。
4. 本会則は令和8年6月7日から実施する。

経緯

制定 昭和35年6月1日

改訂1 昭和63年6月1日

改訂2 平成10年6月1日

改訂3 平成24年6月4日

改訂4 平成29年6月12日

改訂5 令和8年6月7日 …第8条の4、第15条の4